資産運用規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人長野県スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第 11 条に規定する基本財産及び基本財産以外の財産（以下「資産」という。）の適正かつ効率的な運用を図るため、その運用指針、運用手続等について必要な事項を定める。

（適用される資産）

第２条　この規程において運用の対象とする資産は、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「法人」という。）の保有する資産のうち不動産及び寄附者の意思又は理事会の決議により財産保有形態が指定されている資産を除く法人の裁量により効率的に運用すべき資産とする。

（資産運用の責任者）

第３条　資産の運用責任者は、理事長とする。

２　資産の運用を執行する責任者（以下「資産運用執行責任者」という。）は、専務理事とする。

３　資産運用執行責任者は、善良な管理者の注意をもって資産の運用に当たるとともに、法令及び定款の定めるところに従い、法人のために忠実に職務を執行しなければならない。

４　理事長は、翌事業年度における資産の運用の執行方針及び計画につき、理事会の承認を得なければならない。

（基本財産の運用基本方針）

第４条　基本財産については、資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用しなければならない。

（その他の資産の運用基本方針）

第５条　基本財産以外の資産については、目的、運用可能期間等その資産の特性を勘案し、適正な運用に努めなければならない。

（理事会への資金運用状況の報告）

第６条　理事長は、資産の運用の状況について、必要に応じて理事会に報告するものとする。

（資産の運用事務手続）

第７条　法人の資産の運用の適正を図るため、事務局内に資産運用検討委員会を設置し、資産運用執行責任者が委員長となり委員を指名する。

２　資産運用検討委員会は、定款、この規程及び関係法令並びに理事会の決定を遵守し、資産の運用に資するための市況の動向等に関する情報の収集及び調査を行い、効果的な資産の運用に努めるものとする。

（補則）

第８条　この規程に定めるもののほか、資産の運用について必要な事項は、理事長が別に定める。

（改廃）
第９条　この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附　則
１　この規程は、平成 18 年３月 28 日から施行する。
２　この規程の施行の際に、すでに運用されている運用資産については、この基準に適合するよう運用するものとする。

附　則
この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附　則
この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和７年４月１日から施行する。